

氏 名	なん ぶ ひろ たか 南 部 広 孝
学位(専攻分野)	博 士 (教 育 学)
学位記番号	論教博第 114 号
学位授与の日付	平成 17 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	中国における高等教育独学試験制度の展開

論文調査委員 (主査)  
教授 江原武一 教授 高見 茂 助教授 杉本 均

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、現代中国において高等教育修了学歴を取得するルートの一つである高等教育独学試験制度に焦点をあて、1980年の制度導入以降の展開や基本的枠組み、1990年代における変容を明らかにするとともに、多様化し拡大する中国高等教育システムにおける位置づけや役割を分析した研究をまとめたものである。高等教育独学試験制度とは、個人が自らの学習を通じて得た知識や技能を国が試験によって認定し、高等教育修了学歴を与える制度であり、他の機関や制度と比較すると、アクセスの開放性、学びの自由度の高さ、教育と試験の分離を特徴としている。本論文は問題関心と研究課題を整理し、先行研究の検討を行った序章「研究の目的と課題」を含めて全8章から構成されている。

第1章と第2章は、高等教育独学試験制度の役割や位置づけを考えるうえで重要な高等教育システム全体の変容を扱っている。第1章「高等教育の多様化過程」では、中華人民共和国が成立した1949年から現在までの中国高等教育システムの変遷過程を3つの時期に分け、システムを構成する機関や制度の多様化を課程の重層化という意味での縦の多様化と、ある課程における学歴取得ルートの多様化という意味での横の多様化の両方を視野に入れて明らかにしている。第2章「高等教育システムの量的拡大」では、高等教育の多様化が本格化した1980年代以降の時期を対象とし、その量的拡大の全体的状況を示したうえで、主要なグループである普通高等教育に分類される学生、成人高等教育に分類される学生、高等教育独学試験の参加者をとりあげ、それらの相対的な規模の変化を分析し、高等教育独学試験制度が高等教育システムの規模を拡大させる点で一定の役割を果たしてきたことを検証している。

第3章から第6章までは、このような高等教育システムのなかに位置づけられる高等教育独学試験制度に関して分析した章である。この制度の展開過程は大きく、(1)試行時期(1982年まで)、(2)全国への展開時期(1983年から1988年まで)、(3)制度の拡充時期(1989年以降今日まで)の3つの時期に分けることができる。このうち第3章「高等教育独学試験制度の導入と基本的な枠組み」では、(1)試行時期と(2)全国への展開時期に焦点をあて、制度の導入過程、モデル地区における試行活動の状況、全国的な展開とその過程で生じた動向、制度の基本的な枠組みを整理している。

「高等教育独学試験暫定条例」(1998年)は高等教育独学試験制度を「独学者に対して行う学歴試験を主とする高等教育国家試験であり、個人の独学、社会による学習支援と国家試験を結びつけた高等教育の形式である」と定義しているが、これをふまえて第4章から第6章では、(3)制度の拡充時期を主な対象として、個人の独学、学習支援組織とその活動状況、国の試験に対応した側面を検討している。第4章「高等教育独学試験に参加する人びとのプロフィールと意識」では、独学試験参加者の属性や学習状況、意識、さらに試験参加者が最も関心をもつ卒業生の処遇を分析し、第5章「学習支援組織の展開」では、学習支援組織の歴史の変遷と具体的な活動状況を整理するとともに、近年注目されるようになった徳育の重視、生涯学習の視点からみた学習支援組織活動の意味を検討している。第6章「高等教育独学試験で開設される専攻と試験科目」では、専攻の特徴や試験科目の変容を分析することにより、独学試験による国の人材養成方針を明らかにしている。

最後の第7章「多様化した高等教育システムにおける高等教育独学試験制度の位置づけ」では、それまでの分析をふまえて、高等教育独学試験制度と他の機関や制度との関連を整理し、この制度の特質と高等教育システム全体に対してもつ意味

を検討している。

以上の分析から得られた知見は多岐にわたるが、その要点を序章で設定された基本的枠組みに即して整理すると、次のとおりである。

第1に、高等教育独学試験制度を含む中国の高等教育システムは全体としてその規模を拡大し、機関や制度も多様化した。中心的位置にあるのは普通高等教育機関であり、とりわけ1990年代以降は、普通高等教育機関がさまざまな学生を取り込み拡大することによってシステム全体の拡大が起きている。

第2に、高等教育独学試験制度は当初試験制度としてスタートしたが、今日では高等教育を構成する基本制度とみなされるようになった。それにともない制度の性格も変化し、試験参加者の若年化・高学歴化、試験参加者の学生化と学習の学校教育化、学習内容における有用性の重視が顕著になってきている。

第3に、高等教育独学試験制度の高等教育システムにおける役割は、(1)高等教育の拡大を促進させる側面を有していること、(2)普通高等教育機関や成人高等教育機関の拡大圧力に対する緩衝装置として位置づけられること、(3)その制度的特質であるアクセスの開放性や学びの自由度の高さは、生涯学習を進展させる可能性を有していることなどである。ただし他方で、この制度の発展は教育体系全体における高等教育の位置づけや高等教育における学習のあり方や内容に関する課題など、新たに検討すべき課題も生み出している。

## 論文審査の結果の要旨

本論文の著者は本学部の卒業論文執筆以来長年にわたり、中国の高等教育に関する比較教育学的研究を行ってきた。本論文はそのうち、著者の研究以外本格的な研究が事実上皆無であった高等教育独学試験制度を包括的に分析した研究であり、未開拓の研究領域を切り開いた先駆的な研究として高く評価される。なお著者は中国の高等教育について、入学者選考における少数民族の優遇措置、普通高等教育機関の構造と役割、研究活動の地域間格差、大学教員の養成過程、学歴取得ルートの多様化、大学の管理運営体制、21世紀の大学像と組織改革など、さまざまな研究課題に取り組んできたが、本論文ではその研究成果が随所に生かされており、説得力のある明晰な議論が展開されている。

本論文の第2の意義は、高等教育独学試験制度の全体像を鮮明に描いただけでなく、この制度の究明を切り口にして、中華人民共和国が成立した1949年から現在までの中国高等教育システム全体の変遷過程をたどり、その特質を明らかにしようとしたことである。現在の中国高等教育システムはシステムを構成する機関や制度の2つの多様化、つまり課程の重層化という意味での縦の多様化と、ある課程における学歴取得ルートの多様化という意味での横の多様化により、複雑で多面的な様相を呈しているが、本論文はその全貌を高等教育システムの周縁に位置する高等教育独学試験制度の解明を手がかりにして、体系的にとらえようとした研究である。

高等教育独学試験制度は、導入当初はもともと普通高等教育機関や成人高等教育機関で行われる教育活動の補完的な高等教育機会として位置づけられ、そうした教育機関に通うことができない人びとを救済することを目的としていた。しかし高等教育システムの多様化にともない、他の機関や制度との関連を次第に強めるようになり、高等教育の拡大を促進したり、普通高等教育機関や成人高等教育機関の拡大圧力に対する緩衝装置としての役割を果たしたり、社会的要請に対応した生涯学習の機会を提供する可能性を示すようになってきている。本論文はこのような分析を通して、教育体系全体における高等教育の位置づけや高等教育における学習のあり方や内容に関する課題など、中国の高等教育をめぐる検討課題を浮き彫りにしている。

第3に、どのような研究課題でも、中国はその研究の推進に不可欠な第一次資料や信頼のおける統計資料などを入手しにくいフィールドの1つだが、そうしたなかで著者は政府や各種の高等教育機関、団体が公表する統計資料や規定、条例、通達、通知、意見等の収集に精力的に取り組む、それらを丹念に分析している。また1996年に自ら実施した質問紙調査とインタビュー調査にもとづいて、独学試験参加者の学習状況や意識を明らかにしたり(第4章)、聞き取り調査による詳細な事例分析にもとづいて、学習支援組織の具体的な活動状況を集約する(第5章)など、既存の文献資料だけでは平板になりがちな分析を研究方法の工夫により補完し、研究対象のイメージをより具体的で豊かなものにしていくもの、本論文の特色である。

しかしこの論文にも問題点がないわけではない。たとえば資料の制約のためやむを得ないところもあるが、独学試験参加者の実態や卒業者の処遇の変容など、この制度の社会との関連や評価に関する分析は、必ずしも十分ではない。また著者が提示した高等教育機関と学生の関係や、複数の高等教育機関が合併した際の新たな機関の分類、独学試験の国際的認知の程度など、口頭試問で論述の趣旨が明確になった箇所もあり、より明晰な分析と叙述が求められる。教育と試験の分離については、イギリスなど他の諸国への言及が必要なことも指摘された。しかしこうした点は著者自身も今後の研究課題として想定し、その充実、改善をはかっており、本論文の学問的価値をそこなうものではない。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成17年2月2日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。